

信州パーソナル・サポート事業（就労準備支援）業務委託候補者選定審査会設置要領

1 目的

この要領は、信州パーソナル・サポート事業（就労準備支援）受託候補事業者募集要項（以下「募集要項」という。）に基づいて応募があった提案を審査し、信州パーソナル・サポート事業（就労準備支援）の業務委託候補者（以下「候補者」という。）を選定するために必要な事項について定める。

2 審査会の設置

上記1の候補者を選定するために「信州パーソナル・サポート事業（就労準備支援）業務委託候補者選定審査会（以下「審査会」という。）」を設置する。

3 審査会の構成

- (1) 審査会は、別表の委員をもって構成する。なお、共同実施する自治体の担当課の意見も反映する必要がある場合は委員長の判断により招集することができるものとする。
- (2) 審査会の委員長は、長野県健康福祉部地域福祉課長とする。また、副委員長は地域福祉課企画幹兼課長補佐とする。
- (3) 副委員長は、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (4) 審査会は、委員長が招集し、委員長が議長になる。
- (5) 審査会は、委員の過半数の者が出席しなければならない。なお、出席できない委員は、代理の者を指定し出席させることができるものとする。
- (6) この要綱に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

4 審査事項

審査会は、募集要項に基づき提出された提案を審査し、最も優れた提案を行ったと認められる者を候補者として選定するものとする。

5 審査方法

審査方法は別に定める。

別表

審査会委員名簿

課名	職名	備考
健康福祉部地域福祉課	課長	◎
〃	企画幹兼課長補佐	○
〃	課長補佐兼自立支援・援護係長	
健康福祉部障がい者支援課	共生社会推進係長	
産業労働部労働雇用課	雇用対策係長	

◎は委員長、○は副委員長

信州パーソナル・サポート事業（就労準備支援）業務委託候補者選定審査方法について

1 目的

信州パーソナル・サポート事業（就労準備支援）の業務委託者の募集に係る公募型プロポーザルにおいて、企画提案のあった案件を審査し、同事業の業務委託候補者を選定します。

2 審査対象

提出書類（企画提案書）及びプレゼンテーションを審査します。

3 審査方法

別表「信州パーソナル・サポート事業（就労準備支援）業務委託候補者評価基準」の審査項目ごとに評価し、委員ごとに合計点（100点満点）の上位3者までに順位点（1位5点、2位3点、3位1点）をつけ、各委員のつけた順位点を合計し、総点数の最上位者を候補者として選定します。

同点の場合は、審査会において合議の上、委員長が指名する者を候補者とします。

なお、基準点を、審査会出席委員数に50を乗じた値とし、これに満たない者は選定しないこととします（参加者が1者であっても同様）。

4 評価点数算出方法

（1）評価基準は、A～Eの5段階評価とします。

- A 非常に優れている
- B 優れている
- C 標準
- D やや劣る
- E 劣る

（2）評価点は、各審査項目（小項目）に対する配点に係数1.0（A）、0.8（B）、0.6（C）、0.4（D）、0.2（E）を乗じて算出します。